平成２３年（フ）第１４５号
兵庫県明石市貴崎３丁目１番９―403号
債務者　肝付ひろみ
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１４７号
神戸市西区押部谷町西盛566番地の42　２―201号
債務者　大槻　清美
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１５４号
兵庫県明石市松が丘１丁目１番４―100号
債務者　新名智恵美
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１１号
沖縄県名護市字真喜屋767番地１
債務者　照屋ユリ子（旧姓済木）
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２３年（フ）第１４号
沖縄県国頭郡金武町字金武10436番地　花城アパート302号
債務者　堀米　光男
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２３年（フ）第１０７号
富山市千成町34番37号、前住所富山市西宮33番地
債務者　出町建材こと　出町　昭弘
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３０９号
福岡県中間市土手ノ内１丁目17番８号
債務者　小園　據子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３１０号
北九州市門司区社ノ木１丁目16番13―401号
債務者　梶原　康文
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３３４号
北九州市小倉南区徳力団地64番102号
債務者　高尾　　晃
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３５３号
北九州市小倉南区上葛原１丁目11番11―801号
債務者　諫山　夕子（旧姓上野・八ツ波）
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３５４号
北九州市門司区下二十町７番７―703号
債務者　上野　千春
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３６８号
北九州市八幡東区大谷２丁目５番23号
債務者　山本　昭弘
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３７０号
北九州市小倉北区高浜２丁目１番53―304号
債務者　新田　正子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７６２号
札幌市手稲区新発寒３条１丁目１番10号　緑マンション６号、申立時の住所名古屋市中村区高須賀町62番地の２　烏森ミルキーウェイ302号
債務者　前田　浩一
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９６１号
名古屋市中区栄３丁目11番５号　栄マンションＮ棟207号
債務者　ＥＮＤＯＨ　ＬＡＡＲＮＩ　ＮＵＤＡＬＯ
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３２号
長崎県雲仙市千々石町己990番地７
債務者　末岡　朋広
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第９０２号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字高前76番地１
債務者　佐野ゆかり
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部